



# 事務所だより

Vol.43

WINTER  
2017

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN・ORIX ビル6階

編集・発行：山口法律会計事務所

TEL 法律部門：06-6361-3234 税務部門：06-6361-3224 FAX 法律・税務共通 06-6361-0096  
ホームページ <http://yamaguchi-law.jp> E-mail office@yamaguchi-law.jp(2017年1月1日発行)

二〇一七年 一月一日



	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士
山	山	山	東	藤	枝	山
口	口	口	尚	原	川	口
健	真	昌	吾	智	直	裕
一	行	之	之	美	之	之

事務所一同

## 新年のごあいさつを

### 申し上げます

戦後の復興を、そしてその後の高度経済成長を支えた世代が、後期高齢者になり、団塊の世代が70歳に到達します。

「子供たちが健やかに育ち、若者たちが夢を持ち、働き盛りが仕事に希望を持ち、高齢者が安心して老後を送れる」そんな未来を夢見たいものです。

社会保障が充実し、命も暮らしも心配しなくてもいい。原発が日本から全てなくなつて、自然エネルギーで発電ができるようになった。

長時間労働もなくなつたし、過労死なんてもう死語。労働者の権利がきちんと保障され、みんなが働くことに生きがいを感じている。

安保法制も廃止され、自衛隊の海外派遣もなくなつた。秘密保護法も廃止された。国民は、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重という、憲法3原則をきちんと守る政府を選んでいる。もちろん沖縄の米軍基地はなくなつたし、日本の米軍基地もなくなつた。

そんな夢が現実になる。今年をその大きな第一歩にしたいものです。

#### 【日本国憲法 第13条】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

# 大阪弁護士会会長に就任してその後

弁護士 山口 健一

## はじめに

昨年4月に大阪弁護士会の会長、日本弁護士連合会の副会長に就任して、9か月が経過し、残り3か月になりました。みなさまには、この間、大変ご迷惑をおかけしております。4月からは、事務所に復帰いたします。

この間の、大阪弁護士会や、日弁連での動きの一端をお伝えします。

## 立憲主義・民主主義

— 憲法に緊急事態条項 —

緊急事態条項とは、大きな災害や、国家の緊急事態の際に、憲法を停止し、政府に全ての権限を持たせるというものです

これは、立憲主義の根幹を揺るがせ、国民の自由や、基本的人権を奪うものだと、日弁連も大阪弁護士会も反対しています。

大阪弁護士会では、天神祭の日に「緊急事態条項」に反対するリーフレット「いらんやろ」を、天神橋筋商店街で配布しました。

ナチスドイツのヒトラーが、権力を握り、第二次世界大戦に突入するきっかけになったのもこの条項でした。

大震災が起こったら、権限を政府に集中することが必要だと説明されることが多いのですが、東日本大震災では、自治体の長や、地域に権限を集中するための法律が十分機能し、被災者の救済には、何の問題もありませんでした。

昨年9月の岩手県の大水害で、復興行政官が、長靴を履かずに現地に行き、おんぶされて視察をしたという事件が起きました。大災害時に、中央官僚組織が何の役にも立たないことが、証明される事になってしまいました。



天神橋筋商店街でリーフを配布

## 出かけていく弁護士と 弁護士会

今年の大阪弁護士会のスローガンは「あなたを一人にしない、弁護士があなただけのもとへ」。

その一端の報告です。新聞や、テレビでも報道されましたが、7月に箕面市との間でひとり親家庭の無料法律相談を始めました。

ひとり親家庭の問題を、その専門の弁護士が相談に当たるといっても、その後、茨木市や、八尾市、大阪市の全ての区でも、同様の取り組みが始まっています。

また、高齢者が、必要もない多く



「緊急事態条項」いらんやろ

の商品を買わされる被害が相次いでいます。そこで、老人会や施設へ、消費者被害専門の弁護士を派遣して学習会をしています。犯罪被害者への出張相談、憲法についての無料の勉強会への講師派遣、老人ホームへ本人や家族への遺言・相続問題での出張相談等、多くの所に出かけています。

## 大阪弁護士会を知ってもらおう

大阪弁護士会が提携しているMBSのラジオ番組「ほないこか」に私が2回出演し、大阪弁護士会のいろいろな取り組みを紹介しました(内容は大阪弁護士会のホームページでお聴きになれます)。

昨年8月には、ガンバ大阪の吹田サッカースタジアムで大阪弁護士会のブースを出店。ガンバのグッズを景品にして、弁護士会の売り込みをしました。



ガンバ大阪の吹田サッカースタジアムに大阪弁護士会のブースを出店（8月20日）

昨年8月21日からは、大阪弁護士会と友好協定を結んでいる韓国のソウルに約10人の弁護士で訪問し、弁護士の研修制度、離婚制度についての交流をしました。

印象深かったのは、日本では協議離婚をするには、夫婦の話し合いで届出さえすればいつでも離婚できるのですが、韓国では、裁判所に申請

### 外国の弁護士会との交流

11月3日には、長居公園で開かれたMBSラジオ祭りにも、大阪弁護士会のブースを出店。無料法律相談を行い、大好評でした。

大阪弁護士会を、弁護士を知ってもらおう、もっと身近に感じてもらう、そんな取り組みの一環です。



MBSラジオ秋まつりにブースを出店（11月3日 長居公園）

10月に福井で人権大会が開催されました。この人権大会では3本の決議が採択されたのですが、その中の2本の決議について紹介します。

正月明けの、1月初めには、同じように友好協定を結んでいる、香港とシンガポール弁護士会を訪問し、交流をすることになっています。

### 日弁連人権大会

「憲法の平和主義を堅持し、立憲主義・民主主義を回復する宣言」

憲法違反といわれた安保法制が成立したことで、日本が集団的自衛権を行使して他国の戦争に参加することが現実のものになってきました。

先の大戦が終了した1945年。日本は、あの戦争の惨禍に対する痛切な反省に立ち、個人が大切にされて主権が国民にあるという、全く新しい憲法を作ることになりました。

憲法前文では、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」たとあります。恒久平和主義の宣言です。

こんな書き出しで始まる宣言を受けて、日弁連は、「民主主義を担う市民とともに、立憲主義国家が破壊され、この国が再び戦争の破局へと向かうことの決してないよう、憲法の恒久平和主義を堅持し、損なわれた立憲主義と民主主義を回復するために、全力を挙げる」と表明したのです。

「死刑制度を2020年をめどに、廃止する」との宣言」

この宣言はその後、賛成、反対と

大きな反響を呼びました。

廃止を宣言した理由は、主に次のようなものです。

まず、死刑は人の命を国家が奪うという制度で、国家による深刻な人権侵害であると言えます。刑事裁判の制度は人が作ったものであり、その運用も人が行う以上、誤判・えん罪の可能性そのものを否定することは誰にもできません。

そして、死刑は、罪を犯した人がもう一度やり直したいという更正の機会と社会復帰の可能性を完全に奪ってしまいます。

私たちが目指すべき社会は、罪を犯した人も、最終的には受け入れる寛容さをもち、全ての人が尊厳を持って共生できる社会だと宣言しています。

世界でも、ほとんどの国が死刑を廃止していることも、死刑をなくす理由の一つです。

私自身は、死刑制度は廃止すべきだと思っていますが、お互いの立場を尊重しながら、今後どうするかの実質的な意見交換が必要だと思っています。

# ブラック企業をなくそう

## 「パワハラ」にご注意

弁護士 齊藤 真行

### 求められる「パワハラ」対策

職場でのいじめ、嫌がらせが問題になるケースが多くなっています。いわゆる「パワーハラスメント」(パワハラ)です。

労働者が安心して仕事をするためにも、また職場環境を悪化させないためにも、労使双方にとって大事な問題です。

### パワハラとは その定義

パワハラとは「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為」と言われています。

### 職場内での優位性とは

職務上の地位の上下関係に限らず、人間関係や、専門知識、経験など様々な優位性が含まれるとされています。

### 業務の適正な範囲を超えてとは

業務上の必要な指示や注意・指導の範囲を超える典型的な場合は、次のよ

うなものです。

暴行・傷害

身体的な攻撃です

脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言

精神的な攻撃です

隔離・仲間外し・無視

人間関係からの切り離しです

業務上明らかに不要なことや、業務遂行不可能なことの強制、仕事の妨害

過大な要求などです

業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや、仕事を与えないこと

過小な要求です

私的なこと(過度)に立ち入ること

個の侵害です

企業に求められること

パワハラは、労働者の身体・精神を傷つけ、ひどい場合には自殺に至る場合もあります。その結果、企業が法的責任を問われることもあります。

上司の指導については、業務の適正な範囲を確認し、指揮監督や教育の指導を心がける必要があります。

企業全体としては、いじめ・嫌がら

せ・パワハラに気づいたり訴えがあった場合には、速やかに解決できる体制作りが必要です。「いじめを認識することが可能であったにもかかわらず、

これを認識していじめを防止する措置を採らなかった」として企業が損害賠償を命じられた裁判例がありますので、ご注意を。

## 新しい行政不服審査制度が始まっています

### 行政不服審査制度とは？

平成28年4月から新しい行政不服審査制度が始まっています。

国や地方公共団体が行う処分などについて不服がある場合に、それを正すための手続きの1つとして、行政不服審査制度があります。

国税や地方税に関する処分(賦課決定など)、生活保護その他社会保障分野での処分(生活保護申請却下処分など)、保育所入所に関する処分(保育所入所不承諾処分など)、建築確認や開発許可処分など、行政が行う処分は多岐にわたります。そのような行政による処分などに対し不服がある場合に、処分の名宛人となった者などが行政不服審査制度を活用することができま

す。

不服申立の手段は、行政庁などに対し申し立てる行政不服審査制度のほか、行政事件訴訟法に基づく裁判所への訴訟提起がありますが、行政不服審査制度は、行政庁に不服申立

書を提出するだけで、訴訟とは異なる申立手数料もかからず、簡易迅速な手続きとして位置付けられてきました。

**改正内容**

行政不服審査制度は、これまで昭和34年制定の旧行政不服審査法に基づいていましたが、不服申立をする者の手続き上の権利保障が不十分で、手続きの公正さへの疑問から、これを改善し、利便性を向上させるために、平成26年に新しい行政不服審査法が成立し、平成28年4月1日から新法に基づく新しい制度が始まりました。

新法では、それまで「異議申立」「審査請求」と分かれていた不服申立ての手続きを「審査請求」に一元化し、ユーザーにとって分かりやすいよう改められました。また、不服申立ができる期間もそれまでの処分があったことを知った日の翌日から「60日

これを認識していじめを防止する措置を採らなかつた」として企業が損害賠償を命じられた裁判例がありますので、ご注意を。

これを認識していじめを防止する措置を採らなかつた」として企業が損害賠償を命じられた裁判例がありますので、ご注意を。

これを認識していじめを防止する措置を採らなかつた」として企業が損害賠償を命じられた裁判例がありますので、ご注意を。

これを認識していじめを防止する措置を採らなかつた」として企業が損害賠償を命じられた裁判例がありますので、ご注意を。

これを認識していじめを防止する措置を採らなかつた」として企業が損害賠償を命じられた裁判例がありますので、ご注意を。

これを認識していじめを防止する措置を採らなかつた」として企業が損害賠償を命じられた裁判例がありますので、ご注意を。

これを認識していじめを防止する措置を採らなかつた」として企業が損害賠償を命じられた裁判例がありますので、ご注意を。

これを認識していじめを防止する措置を採らなかつた」として企業が損害賠償を命じられた裁判例がありますので、ご注意を。

これを認識していじめを防止する措置を採らなかつた」として企業が損害賠償を命じられた裁判例がありますので、ご注意を。

これを認識していじめを防止する措置を採らなかつた」として企業が損害賠償を命じられた裁判例がありますので、ご注意を。

これを認識していじめを防止する措置を採らなかつた」として企業が損害賠償を命じられた裁判例がありますので、ご注意を。

これを認識していじめを防止する措置を採らなかつた」として企業が損害賠償を命じられた裁判例がありますので、ご注意を。

これを認識していじめを防止する措置を採らなかつた」として企業が損害賠償を命じられた裁判例がありますので、ご注意を。

これを認識していじめを防止する措置を採らなかつた」として企業が損害賠償を命じられた裁判例がありますので、ご注意を。

弁護士 東 尚吾

## なぜ犯罪者を弁護するのか

ある事件を題材に

弁護士 山口 昌之

### 盗撮の常習者

私は、警察署でその彼と初めての接見をしました。被疑事実は女性のスカートの中を盗撮したというもので、本人は全て認めていました。

話を進めていくに連れて、彼の問題の根深さが分かってきました。当時40代、盗撮で逮捕されたのが今回で実に5回目でした。2回目に逮捕されたときには職場を懲戒解雇となり、既に2回刑務所にも行きました。

出所後数か月でまた逮捕され、それが今回の5回目の逮捕でした。

彼によると、悪いことをやっていることは十分に分かっている、しかしどうしても衝動を抑えられない、何回服役しても出たらすぐにやっつけてしまうとのことでした。そして、彼はあきらめた表情でこうも言っていました。「私の人生は、もう終わっています」と。彼は学歴も高く、きちんとした職にもついていたし、会話をしている問題なく意思疎通ができました。私は、彼は性衝動を抑えられない病気ないし障があるのではないかと考え

ました。もし病気などであれば、治療により克服できる可能性があります。私ができることを彼に伝えると、彼は驚いた表情をするともに、接見室の中で泣き始めました。今まで何度も刑事裁判を受けてきましたが、そういう観点で自分のことを見てくれたことは初めてだったようです。

### 保釈と専門機関による診断

彼が起訴されてすぐに、保釈の申請をしました。通常、このようなケースで保釈を認めてもらうことは困難ですが、彼が何度も同じことをやってしまうことの原因を突き止めることが最も大事であると裁判所に訴え、最終的には保釈が認められました。

釈放された彼は、性犯罪者の更生を支援している専門機関に行き、膨大なアンケートや脳のCTやMRIの検査などをもとに診断が行われました。その結果、彼は脳機能に障があることが分かりました。そして、これは薬物療法と認知行動療法により克服することが望めるということも分かりました。

以内」から「3か月以内」に伸長さりました。

そして、審査手続には、手続きの公正さを向上させるため、処分に関する仕組みが新しく導入され、審査請求人への口頭意見陳述での質問権の付与、証拠書類の閲覧請求権の拡大、写しの交付請求権の付与といった権利拡充も図られています。

### 積極的な活用を

行政分野の不服申立は、通常の一

### 刑務所へ

裁判では、実刑判決が下されました。裁判結果自体は、これまでの前科や常習性があることからやむを得ないものでした。

しかし、彼は刑務所に行く前、とてもいきいきとした表情をしていました。原因が分かり、克服する可能性があるというだけでも、今までは心構えが全く違うと言っていました。出所したらすぐに専門機関に行き、治療を受けると約束してくれました。

私は、彼ならもう二度と同じ行為をしないのではないかと思えました。

刑事弁護人の役割は、「被告人の刑を軽くする」という単純なものではな

般民事事件とは異なる特殊性がありますが、利便性の向上が図られている新しい行政不服審査制度が、今後、多くの方に周知され、積極的に手続きが活用されることにより、関係者の権利救済が図られるとともに、違法あるいは不当な行政の対応を是正する契機となることが期待されています。

ぜひ関心をもつていただければと思います。

いと私は考えています。被告人が更生し、二度と犯罪に及ばないことは、本人のためになると同時に、それによって世の中の犯罪が少なくなります。それは新たな犯罪被害者を生まないことにつながり、その積み重ねは社会のためになります。

### なぜ犯罪者を弁護するのか

なぜ犯罪者を弁護するのか、本人の更生と社会のために、というのが私なりの一つの答えです。今後も、被告人の更生、何よりも二度と再犯に及ばないために何ができるかということを考えながら刑事弁護をしていきたいと思っています。

## 別れのその先へ

## 「成年後見制度を通じた離婚」

弁護士 藤原 智絵

## 出会い

市役所の相談室。溢れそうな苦しさを感じるところ、遠慮がちに話した彼女を、今でも鮮明に覚えています。「あの…夫が自殺未遂をして、植物人間になってしまいました。今後、私はどうしていいかわからなくて…」

壮絶な経験をした依頼者を前に、次の言葉が見つかりませんでした。ただ、彼女が、深く悩み、そして相談をしているこの瞬間にも、自分のことを強く責めていることが痛いほど分かりました。

## 相談

二人は、1年数か月の交際を経て結婚をしました。互いを思いやる仲のよい夫婦でした。

結婚後、彼は人間関係を理由に転職を繰り返すようになりました。そして、結婚から9か月後、彼女に、

自分がうつ病であることを告白しました。彼女は驚きつつも、無理をせず共に考えようと彼を支えました。

しかし、結婚から10か月目のことでした。帰宅をした彼女の目の前に、階段の手摺りに飼犬のリードをくりつけ、自殺を図る彼の姿がありました。パニックになりながらも、彼女は彼を解放し、救急車を呼んで心肺蘇生を行いました。彼は辛うじて一命をとりとめました。しかし、長時間の脳低酸素状態から、重度の意識障害と運動障害が残り、いわゆる植物状態となりました。彼の部屋からは、彼女への謝罪と感謝を綴った遺書が見つかりました。

話すことも食べることも動くこともできなくなった彼を前に、彼女は途方に暮れました。自分がもう少し遅く帰宅していたら…。そんな思いすら抱き、自らを責め、絶望感に苦しみました。

## 成年後見制度と離婚訴訟

私は、彼女がこの先何十年と、病室の彼と婚姻生活を続けることはあまりに酷であると考えました。そこで、彼に成年後見人を選任し、その上で「婚姻を継続しがたい重大な事由がある」として離婚する方法を提案しました。あなたがもう一度自分の人生を歩いても誰も責めたりはしない、そう伝えました。彼女は悩み抜いた末、決断しました。

成年後見人とは、判断能力が常時失われている方の日常生活を除く法律行為について、全面的な代理権を持つ人をいいます。このケースでは、離婚を見据え、彼の財産管理等を一生行なう人を選ぶ必要があります。そこでまず家庭裁判所に申立を行い、弁護士の成年後見人が選任されました。

また、成年後見人が就いた方と離婚をする場合には、成年後見人を相手として離婚訴訟を起こす必要があります。離婚では訴訟の前に調停を行うのが原則ですが、成年後見人が調停で離婚に合意することは性質上できないからです。

## 別れ、そして今

離婚訴訟は、1回で結審し、数週間後、離婚判決が出されて確定しました。離婚届を行った後の彼女は、とても穏やかな表情をしていました。そして、この記事を書くにあたり、久しぶりに連絡をとった私に、彼女は、今新しい自らの日々を歩んでいると伝えてくれました。

弁護士にできることは、きつと、依頼者の受けているマイナスを少し軽減することぐらいだと考えています。それでも彼女の笑顔をもう一度見られたことが、私の喜びでした。彼女と、そして彼が、今後も自らの人生を生きられることを、切に願っています。



# DV事件を乗り越えて

弁護士 枝川 直美

## 保護命令申立て

初めてお会いした時、彼女はマスクにサングラスをしていました。法律相談が始まり、マスクとサングラスを外した姿に、私は言葉が出ませんでした。目の周りは目が開けられないほど腫れ上がり、口の周りにも痛々しい傷がありました。

話を聞くと、離婚した元夫（相手方）と子の面会交流のために、子を相手方の所へ連れて行ったところ、「連絡が遅い、来るのが遅い」といった理由で相手方が激高し、顔を殴られ、床に倒れたところを上から靴で踏みつけられるという暴行を、約10分間も受けたことが分かりました。殴られている途中に彼女が鼻血を出しても、相手方は暴力を振るい続けました。この暴力は、子どもがいる目の前で行われたものでした。彼女は、婚姻中も相手方から数回暴力を受けていました。再び相手方

からの暴力が懸念されたことから、彼女と子どもを守るために、すぐに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、裁判所に保護命令の申立てを行いました。保護命令とは、相手方に対し、申立人との接触等を禁止するものです。

これに対し、相手方は、裁判所に出現し、「自分を怒らせている彼女が悪い、何度も連絡をしているのに返さない彼女が悪い」という反論をしました。

当然相手方の主張は認められず、裁判所は接触禁止等の命令を出し、これにより申立人である彼女は子どもの生活に少しずつ安心感を取り戻すことができました。

## 親権者変更手続き

この件では、もう一つ解決しなければならぬ問題がありました。それは、離婚時に親権者を相手方にし

ていたということです。子どもは、彼女が養育しており、父親は月に2回の面会交流の時に会うだけでした。しかし、相手方が離婚時に親権を譲らなかったことから、彼女は、離婚に応じてもらうために、その条件にやむなく応じたのです。

親権者の変更は、当事者間の合意だけではできず、家庭裁判所での手続きを経る必要があります。そこで、今度は、相手方に対して、親権者変更の調停を申し立てました。しかし、相手方は親権を譲らず、話し合いがまとまらなかったため、審判手続に移行しました。

審判手続の際、裁判官は、「あな

たは離婚のとき、なぜ親権を相手方とすることに同意したのですか。親権を渡すということがどういうことなのか、分らなかったのですか。分らないのであれば、どうして調べなかったのですか」と彼女を責め立てました。彼女は、目から涙を流しながらも、冷静に、今となっては後悔をしていること、今後は自覚をもって息子を育てていきたいと述べました。

裁判官の質問は、若くして結婚し、その後、相手方の女性問題、相手方が生活費を入れないという状況の中で、子どもと二人でやっていこうと仕事を探し、家を出た彼女の苦悩を全く顧みないものでした。しかし、不適切な質問にも努めて冷静に答えようとすると彼女に、子どもを守っていくという決意と強さを感じました。

その後、無事に親権者変更が認められ、彼女は、親権者として、子どもと安定した生活を送ることができるようになりました。仕事のキャリアアップをしながら、一生懸命子育てしている彼女を、今も心から応援しています。



# 相続時精算課税制度

## 贈与税の課税方式

現在、贈与税の課税方式は、暦年課税方式と相続時精算課税方式の2つがあり、暦年課税方式は、贈与した金額から贈与税の基礎控除額（110万円）を控除した金額に贈与税率をかけて税額が計算されます。また、相続時精算課税方式を選択した場合、贈与財産の金額が累積で2500万円の非課税枠に達するまでは、贈与税は課税されませんが、相続開始時に相続財産に加算されて再計算されることとなります。

## 相続時精算課税制度の要件等

- ① 贈与者（贈与をする人）は60歳以上であること。
- ② 受贈者（贈与を受ける人）は贈与者の相続人である子、又は贈与者の孫でその年1月1日において20歳以上であること。
- ③ 相続時精算課税制度を選択する場合

税理士 山口 裕之

合は、贈与により財産を取得した翌年の2月1日から3月15日まで「相続時精算課税」の間に税務署へ「相続時精算課税選択届出書」の提出が必要。

- ④ 一度、相続時精算課税制度を選択した場合は、撤回することはできない。
- ⑤ 相続開始時に加算される金額は、贈与時の金額で加算される。

## 相続が開始した場合に 加算される金額

相続時精算課税制度を選択した贈与者がお亡くなりになった場合、相続税を計算する際は、生前に贈与した財産が、贈与時の金額で相続財産に加算されることとなります。贈与した財産が金銭ではなく、不動産や株式などの場合、贈与時から大きく値下がりしている場合でも、贈与時の価格で相続財産に加算されて相続税が計算されるため、思わぬ税負担となることも考えられます。

## 受贈者（贈与を受ける人）が 先に亡くなった場合

贈与者（親）、受贈者（子）、受贈者の子（孫）とした場合、相続時精算課税制度を選択した子が親よりも先に亡くなった場合は、相続時精算課税制度の権利や義務は子から孫に承継されることとなります。これにより、不動産を贈与によって取得した子が先に亡くなった場合、その不動産は子の相続財産に含まれて相続税が計算されます。その後、親が亡くなった場合、この制度による権利や義務は子から孫に承継されていますので、親が亡くなった場合にもその不動産は親の相続財産に加算されて相続税が計算されることとなります。

このようなケースはあまり多くないと考えられますが、相続時精算課税制度の選択に伴うリスクの一つです。

## 選択は慎重に

相続時精算課税制度の非課税枠2500万円に達するまでは、何度贈与しても贈与税は課税されませんので、比較的大きい金額の財産を贈与する場合は、検討の余地があるかもしれません。ただし、一度、相続時精算課税制度を選択すると撤回できず、暦年課税方式により毎年少しずつ生前贈与をしたいと思っても変更することはできませんので、選択は慎重にする必要があります。







### 手習い

弁護士 山口健一

今年は何護士生活40年を迎えますが、まだまだ過去を振り返る余裕はありません。

これを機に、新しいことを始めたいと考えています。

今を維持することも大切ですが、新たな挑戦で、頭も体もリフレッシュ。仕事も趣味も新たな分野に。

昔、ちよつとはまっていたスキーや書道もやり直したい。弓道もそうかな。



そのためには、体力維持・増強が基本。ジムの代わりにお世話になっているのが駅の階段。無料のジムが目の前にあるのに、これを使わないなんてもったいない。そんなことを欲張っている新年です。

### 何を始める？

弁護士 齊藤真行

昨年亡くなった大橋巨泉氏が、アウトドアとインドアで、それぞれ2つ以上の趣味を持つとよい、と書いておられたと記憶しています。私は、貸し農園での野菜作りと、ハイキング(信貴山から生駒山)と、アウトドアは一応趣味と言えるものがあります。ところが、インドアでは趣味と言えるものがありません。

日常のことを忘れて本当に夢中になれる趣味を、今年は始めたい。(と毎年思っています)。



キャベツ。みごとにレース模様です。

### ネコを飼い始めて...

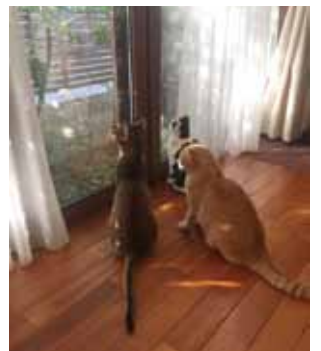
弁護士 山口昌之

我が家でネコを飼い始めてはや3年。計画していたわけではありませんが、毎年1匹ずつ増えていき、去年で3匹となりました。このままいくと10年後には10匹(！)ということにはなりません。3匹もいれば、どこで誰が何をしているか(悪さをしていくか)、もはや把握することが難しくなります。それぞれが別のところで悪さをして、こちらの手に負えなくなる

### 健康志向だけ始めました

弁護士 東 尚吾

当然のことですが、体は昔の



こともしばしばで、見事な連携プレーとしか言いようがありません。とはいえ、全く性格の違うネコたちがたまには癒やしてくれるので、少しは目をつぶろうかと。

ように、いつまでも無理を聞いてくれるわけでもないようです。

運動、規則正しい生活、食生活の見直し...新しいことを始めるのは終わり、終わっては始めるの繰り返しで、いろいろと長続きしないことが多いのが現実です。新年を迎え、あまり欲張らず具体的に何かを始めるのではなく、せめて考えだけでも改め、今年、まずは、心身ともに健康な生活を送ろうという意識をもつことにしました。

### 始まりと終わりの真ん中あたり

弁護士 藤原智絵

夜中、久しぶりに無性に絵筆がとりたくなり、書きかけの書面を照らすパソコン画面の前で、水彩画を仕上げる。そういえば、美術の時間に描いた油絵がどうしても気に入らず、持って帰った次の日に全面青と黒で塗りつぶし、全く別の絵にしたことがあった。私にとつて作品は、始まりと終わりのちょうど真ん中あたり。ここからどう変化するか自分でも分からない、そんなところで止めるのが、なんとも心地よく好きでした。そんな自分をいつから忘れていたんだろう。生まれたばかりの絵の前に、苦笑いする7年目の冬です。



たまには美術のお勉強

### 脱原発

弁護士 枝川直美



未来の主役たち

11月に、自然エネルギー（風力、太陽光）を電力の供給源とする会社との電力供給契約を締結しました。脱原発のために、できることからやっていきたいという思いからです。福島第一原発事故後にも原発を再稼働させ、原発を輸出する…未来のことを考えると、あり得ないことだと思っています。自分がで

### 他は是れ我にあらす

事務局 塚本美幸

冬の厳しい寒さのなか、春にむかって花咲く準備している水仙の子どもたち―散歩の途中でみつけたワンシーン。

きることから、少しずつでもやっていきたいと思っています。

### ゴルフ

税理士 山口裕之

すっかり年1回の記念行事になっているゴルフですが、毎年、今年は練習してベストスコア更新を誓うものの、昨年も1度も練習にも行かず、ゴルフバッグは玄関の端に置きっぱなしの状態です。クラブでも買い換えると気分は変わるのかもしれませんが、とりあえず、バッグを開いて素振りから始めようと思います。



声高にその努力を示すこともなく、ただ静かに黙々となすべきことを続ける姿に教えられます。

木枯らしにもめげることなく、新しい一年がおだやかで平和な一年になりますように、出来る事を手抜きせずに一日、一

### 「始」で、リセット。

事務局 北野佳名子



新年が始まると、いろんなことにチャレンジしたいと目標を立てるけど、実現することもあれば、毎年、繰り返し目標に思っていることだなくと感じること、いろいろです。継続は力なり！なので、長く続けることも大切にしたいです。

年の始まり、月の始まり、週日をしていねいに大切に積み重ね新しい年を始めたいと思います。



の始まり、一日の始まり、上手に気持ちをリセットさせて新しいことを始める。知らない新しい世界が広がるといいな。

### 楽しみ

事務局 澤田智子



酉年の始まり。にわとりって、どんな性格なのでしょう？ コケコッコと元気に朝を知らせてくれるのが、わたしのイメージです。私事ですが、今、第2子を妊娠中で、この3月オギャーと産声をあげて元気に生まれてきてくれることを願うばかりです。家族がひとり増え、長男に弟が妹ができる、牛、2匹の羊、酉の4人で心機一転の年となります。長男がどんなお兄ちゃんに成長していくのかも楽しみみのひとつです。仲よく健やかに暮らせるように、がんばっていきましょう。

### 「始」めない初め

事務局 近藤裕子

子どものころから天邪鬼だと言われてきました。年始めに何か新しいことを決意しては、周りから「無理だ」と言われ、勝手に決めつけられるのが嫌で、むしろ敢えてチャレンジする。それなのに途中で飽きたり投げ出したり。その繰り返しでした。

だから今年は何も決意しない、始めない、そう決めていきます。「今ここ」にすでにやるべきことはあって、そこに集中してやってきました分、ここからはやるべきことをやる、そこに新たな決意はいらないから、今年「始」めない元年なんです。天邪鬼ですが。



大志を抱いて何が悪い

# ピアノ

事務局 岡山幸代



毎年、年始に1年の目標や、やりたいこと、新しく始めたいことを考えて手帳に書きます。2017年

は...と考えた時、新しいことではなく、やらなくなったことを始めようと思いました。それはピアノです。以前は日課のように弾いていた。ピアノも少しずつ弾く機会が減り、気づ

いた時には全然弾けなくなっていてとてもショックでした。日々の積み重ねが大切だということに改めて感じました。

今年、趣味はピアノと言えるぐらいを目指して、2017年を始めたいと思います。

# バレエ

事務局 八重垣有夏里

私はもともと体を動かすのが苦手な運動をしていなかったのですが、今年こそは何か運動を始めたいと思い、大人のバレエを始めました。バレエという日本では敷居が高いのですが



ヨーロッパではストレッチとして小学生も行うそうです。

音楽に踊ると言われるのですが、恥ずかしさが勝ってしまい、なかなか踊れませんが、一瞬、バレリーナになったかのような錯覚を覚えます。まだまだ体が硬くレッスンのたびに悲鳴をあげていますが、開脚できるようになるまでがんばりたいと思います。

# 山登り

事務局 富田宏史

本格的に登山・トレッキングをするようになって6・7年が経ちます。始めたころはファストファッションのインナーやシャツを着てあちらこちら行っていました。だんだん装備も揃い、おおよそ自分の命は守れるくらいにはなりました。

登山・トレッキングは身近で楽しいものです。登り始めのワクワク感、登っているときのしんどさ、キツさもありますが、登りきったときの山上からの景色や空気の爽快感は何物にも代え難いものがあります。

3000m級の山の稜線で、雨降り視界も遮られるガスに囲まれたこともありましたが、事前の準備と十分な装備、いざというときのエスケープルートを確認していれば、次第に晴れてきたころ、エスケープルートで雷鳥の大家族に出会って「ご褒美やなあ」という場面も。

ひとことで「登山・トレッキング」と言っても、別のルートもあれば、同じルートでも、季節や天候、時間によって、いろいろな表情を見せてくれます。全

# 日本の始まり

事務局 吉田光範



昨年、青森県の三内丸山遺跡

を再び訪ねることができた。陸奥の森に囲まれた広大な遺跡には住居群、倉庫群のほか、シンボリックな3層の掘立柱建物が再現されており、縄文人の営みとその力に圧倒される。縄文時代は、通して見れば1万8千年くらいの期間といわれ、世界史上のどの文明よりも長い。しかもおもしろいことに、縄文時代の発掘品には、まったく「武器」が出土しない。また、女性の装飾品が多い。つまり、狩猟採取

を基本に自然との調和を保ち、共同生活の中では貧富の差もなく、人々は平和で、貧しくとも豊かで助け合うという社会構造が、世界史上最長の文明となったのかもしれない。ところが、弥生時代に入り人々が武器を持つようになったことで、縄文時代は終わりを告げる。そして現在、戦争ができる国に変わるかも知れない今の日本を、堅穴住居の住人はどんな思いで見つめているのだろうか。



「クマに注意」と言われました

く同じということはありませんが、始める前の準備も怠らないようにしたいです。

# 編集後記

2016年アメリカ大統領選挙、これまでの保守とリベラルの対立軸が崩れる事象があった。目の前のものを求めること、心理の根底にあるもの、変化を求める気持ち... 私たちのくらしや権利を護るにはどのような選択をするのか、私たちは地に足をつけて考えなければならぬ。

当事務所も、山口健一の公務や人員が増えパワーアップするなど、変化と前進の年を迎えている。新たな年も、皆さまの良きパートナーとして、いろいろな「選択」のお手伝いをしていく決意です。

(富田宏史)

### シリーズ なにわの散歩道 (その3)



### 四季を感じるなにわ

レトロな雰囲気のあるビルが立ち並ぶ北浜や、裁判所や大阪弁護士会などがある西天満には、オフィス街のイメージが印象的か



初心を  
忘れず  
事務局  
岡山 幸代

9月から入所しました、岡山幸代です。

入所当初は、聞き慣れない言葉や初めて見る書類に戸惑うことも多く、毎日必死でした。できる事が少しずつ増え、初めての事が少しずつ減っていきませんが、初心を忘れず、これからも丁寧に取り組みたいと思います。

プライベートでは、先日劇団四季のミュージカル「アラジン」を観ま

もしれませんが、季節を感じるころもいっぱいあります。

春は、中央公会堂の近くの川沿いのさくら、「造幣局の桜の通り抜け」も有名です。夏には、三大祭りのひとつの天神祭があり、夜の天神祭奉納花火は、とてもダイナミックで、天神祭のひとつの見どころです。秋が近づいてくると、御堂筋のイチョウ並木にはギンナンの香りを感じ、秋が深まるとイチョウも色鮮やかに紅葉し、黄色に輝くじゅうたんはとても綺麗です。中之島公園は大阪市で初めて誕生した公園だそうです、初夏と秋には、美しいバラが咲き誇ります。冬には、「大阪・光の饗宴」

した。魔人のジーニーが3つのお願いを叶えてくれるお話ですが、主人公のアラジンは、最後の1つをお願いをジーニーのために使います。心優しく、思いやりのあるアラジンのように、私も誰かのために行動できる人になりたいと思いました。



自己紹介  
事務局  
八重垣有夏里

9月からこちらの事務所でお世話



のイルミネーションが御堂筋をキラキラと輝かせています。

グルメなお店もたくさん充実しているの、おやすみの日にランチやカフェでゆっくりと時間を過ごし、北浜や西天満の町並みをお散歩するのもオススメです。(北野佳名子)

なっている八重垣有夏里と申します。法律事務の仕事は慣れないことが多く毎日が勉強の日々ですが少しでも事務所にこられる方のお力になれるよう努力してまいりますので、温かく見守っていただけると幸いです。

最後に私のことを少しお話しします。趣味は読書や映画鑑賞、音楽鑑賞です。また、大学から茶道と華道を習っています。最近体がなまってきたので踊るほうのバレエを習っています。

少しでもみなさまのお力になれるようにがんばってまいりますのでよろしくお願いたします。

## 2015年1月に事務所を移転しています



- 京阪電鉄中之島「なにわ橋」駅3番出口を出て、なにわ橋(ライオン橋)を北側に徒歩5分
- 地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅26番出口を出て北側に徒歩5分

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN・ORIXビル6階

新しい事務所は駅から徒歩5分、阪神高速環状線「北浜出口」を降りてすぐ、とお越しいただきやすくなりました。

法律部門 TEL 06-6361-3234  
 税務部門 TEL 06-6361-3224  
 法律・税務共通 FAX 06-6361-0096

### 業務時間のご案内

月～金曜日 9:00～18:00  
 弁護士の子定により18時以降の業務もあります。  
 休日＝土・日・祝祭日

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、留守番電話が皆様からのメッセージをお受けしております。Eメールもご利用ください。

仕事始めは1月5日(木)午前9時からです

ホームページ <http://yamaguchi-law.jp>  
 E-mail office @ yamaguchi-law.jp